

秩父市新型コロナウイルス感染症時短営業等協力奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大による、埼玉県における緊急事態措置等の実施に伴い、施設の使用停止措置等の要請等（以下「時短営業要請」という。）が発令され、時短営業協力をした市内飲食店及び当該飲食店に食材等を卸している市内業者並びに運転代行業者等が多大なる影響を受けている。それらの事業者に対し、予算の範囲内において秩父市新型コロナウイルス感染症時短営業等協力奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) 埼玉県における緊急事態措置等 令和3年1月8日に国が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき発令した緊急事態宣言に基づいた措置をいう。
- (3) 秩父市電子申請・届出サービス 埼玉県市町村電子申請・届出サービスを利用して市が行う電子申請・届出サービスをいう。

(奨励金の交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 秩父市内で営業する店舗において、埼玉県感染防止対策協力金（第4期）、埼玉県感染防止対策協力金（第5期）、埼玉県感染症防止対策協力金（第6期）のいずれかの交付決定を受けた者（以下「時短営業協力飲食店」という。）
- (2) 時短営業協力飲食店及び時短営業要請対象外の市内に事業所を置き、対面接客を主に行う店で、令和3年1月12日から令和3年4月30日までに、10万円以上（税抜き）の新型コロナウイルス感染症対策に関する備品購入及び店舗改修等を行った者（以下「感染症対策実施店」という）
- (3) 第3条(1)に定めた時短営業協力飲食店に対し、令和2年6月1日から令和2年12月31日までに同一店舗に3回以上食材、飲料、加工品、花卉、その他飲食店営業にあたり必要な物品を卸した、秩父市内に本社を置く飲食料品卸業、飲食料品小売業等を営む者（以下「食材等卸業者」という。）

(4) 運転代行業を営む者（以下「運転代行業者」という。）

(5) その他市長が適当であると認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者とし
ないものとする。

(1) 市税等を滞納している者

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第
77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活
動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、
市長が不適格であると認める者

(3) その他市長が適当でないと認める者

（奨励金の額）

第4条 奨励金の額は、以下の表のとおりとする。

交付対象者	奨励金の額	備考
(1) 時短営業協力飲食店	1 店舗につき 5 万円	(2) と同時申請可
(2) 感染症対策実施店	1 店舗につき 5 万円	(1) (3) (4) と同時申請可
(3) 食材等卸業者	1 事業者につき 10 万円	(2) と同時申請可
(4) 運転代行業者	1 事業者につき 10 万円	(2) と同時申請可

（奨励金の交付申請）

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」）は、秩父市新型コロ
ナウイルス感染症時短営業等協力奨励金申請・請求書（様式第1号）又は秩父市
電子申請・届出サービスにより、関係書類を添付して令和3年5月31日までに
市長に提出しなければならない。

（奨励金の交付決定）

第6条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、
協力金を交付すべきものと認めたときは秩父市新型コロナウイルス感染症時短営
業等協力奨励金交付決定通知書（様式第2号）又は秩父市電子申請・届出サー
ビスにより、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定に当たり、奨励金の交付の目的を達成する
ため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（奨励金の交付）

第7条 市長は、前条第1項の規定による交付決定を行ったときは、速やかに奨励
金の交付を行うものとする。

(交付決定の取消し及び奨励金の返還)

第8条 市長は、奨励金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その決定を取り消し、又は既に交付された奨励金の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により協力金の交付を受けたものと認めるとき。

(2) この要綱の規定又は奨励金の交付決定に付した条件に違反したとき。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附則（令和3年2月8日決裁）

この要綱は、令和3年2月8日から施行する。

附則（令和3年3月17日決裁）

この要綱は、令和3年3月17日から施行する。